

石狩市プレミアム付商品券発行事業

実施報告書

平成28年3月

第一章 事業の概要

1. 事業概要について

※①は1次販売、②は2次販売についての説明。特に記載のないものは共通の事項

(1) 事業名称

- ① 石狩市プレミアム付商品券発行事業（1次販売）
- ② 石狩市プレミアム付商品券追加発行事業（2次販売）

(2) 事業目的

国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」および北海道の「地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業費補助金」を活用し、プレミアム率 20%の石狩市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）を発行することを通じて、平成 26 年 4 月の消費税率引き上げを機に冷え込んだ個人消費のテコ入れのための住民生活支援や、本州の大都市圏とは違い回復が遅れている当地域経済の立て直し及び消費拡大を図ることを目的とする。

(3) 発行単位・発行冊数・発行総額

- ① 12,000 円分（1,000 円券×12 枚綴り）を 1 冊として、54,000 冊発行、発行総額は 648,000 千円。
- ② 12,000 円分（1,000 円券×12 枚綴り）を 1 冊として、16,000 冊発行、発行総額は 192,000 千円。

(4) 利用期間

- ① 平成 27 年 7 月 1 日（水）～12 月 31 日（木）
- ② 平成 27 年 9 月 29 日（火）～12 月 31 日（木）

(5) 利用ルール

- ・ 物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能とする。
- ・ 現金との交換は禁止とする。
- ・ 商品券面額以下の利用の場合であっても、お釣りは出さない。また、不足分は現金等で受け取る。
- ・ 有効期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- ・ 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない。

(6) 利用対象にならないもの

- ・ 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 土地購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・ 特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ 商品券の交換又は売買

(7) 取扱店の範囲

石狩市内に事業所または店舗等を有する事業者（以下、店舗という）とし、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の事業者を除く。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ・ 第6項「利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- ・ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ・ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ・ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(8) 販売場所

石狩商工会議所、石狩北商工会（厚田本所・浜益支所）、市内コミセン（花川北・花川南・八幡）、観光センター、市役所ロビー（2次販売のみ）

(9) 販売期間

- ① 平成27年6月21日（日）～6月28日（日）
- ② 平成27年9月29日（火）～10月28日（水）

(10) 購入対象者

- ① 平成27年4月20日時点で石狩市に住民登録のある世帯
- ② 平成27年7月20日時点で石狩市に住民登録のある世帯

(11) 購入方法

専用ハガキによる事前予約申込とし、当選者には「購入引換券」を交付した。

- ① 1世帯5冊まで申込可能とし、申込数が発行冊数を上回った場合には抽選により購入冊数を決定することとした。ただし、予約申込した世帯については、2冊までは必ず購入できるものとした。
- ② 1世帯10冊まで申込可能とし、申込数が発行冊数を上回った場合には多子世帯（中学生以下の子どもが複数いる世帯）を優先した抽選を行い、当選者を決定することとした。また、抽選を行った場合は次点者を決定し、残部が発生した際に次点者へ購入引換券を送付することとした。

(12) 多子世帯割引制度

第10項「購入対象者」のうち、平成12年4月2日以降に出生した児童（中学生以下）が2人以上いる世帯の世帯主に、2人目以降の児童1人につき2,000円分の商品券購入割引券を交付した。

2. 事業実施主体について

(1) 実施主体

本事業は「石狩市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という）」により実施した。

(2) 構成団体・委員・役員

実行委員会は、石狩商工会議所、石狩北商工会の2団体により構成し、実行委員会の役員および委員は、下記の者とした。

役職名	氏名	所属・役職
会 長	氏家 界平	石狩商工会議所 副会頭
副会長	藤田 靖則	石狩北商工会 副会長
委 員	富木 幹雄	石狩商工会議所 商業部会長
委 員	阿部 政二	石狩北商工会 商業部会長
委 員	後藤 正和	石狩商工会議所 サービス業部会長
委 員	安保 美佐子	石狩北商工会 観光サービス業部会長
監 事	神田 久雄	石狩商工会議所 監事
監 事	田中 孝典	石狩北商工会 監事

(3) 規約・規定

実行委員会では、「石狩市プレミアム付商品券発行事業実行委員会規約」を制定し、業務を遂行した。

(4) 事務局

実行委員会事務局は、実行委員会の事業を行うために必要な業務の全般を執行するものとし、主たる事務局を石狩商工会議所内に、事務局支所を石狩北商工会内に置いた。(実行委員会規約第11条による)

3. 業務委託について

(1) 受託事業者の選考について

より円滑に本事業を実施・運営するために、専門的な技能及び知見を有する民間事業者から、広く企画提案を求める必要があると判断し、受託事業者の募集・選考を行った。

第二章 事業の運営

4. 商品券について

(1) 規格

- ・ 寸法：H76 mm×W150 mm×D4 mm
- ・ 印刷：表面/カラー（①ブルー基調、②ピンク基調）、裏面/黒色1色
- ・ 製本：本券12枚を左側面のり付けのうえ表紙・裏表紙にてくるみ製本
- ・ 偽造防止：隠し文字加工、通しナンバー印字

(2) 額面

当初の企画構想段階で、1枚あたりの額面を500円とするか1,000円とするか、また、1冊の内

訳を 500 円券×24 枚とするか、1,000 円×12 枚とするか、500 円券と 1,000 円券を混在させるか、などを検討したところ、(a)500 円券のみとした場合には 1 冊が分厚くなること、また印刷コストが増大すること、(b)複数券種を発行した場合には利用者及び取扱店の混乱を招く恐れがあること、(c)少額券種とした場合には消費喚起効果が低くなること、などの理由から、額面は 1,000 円とすることとした。

(3) 評価・課題

利用者アンケートによると、額面は 500 円を希望する意見や 1,000 円券・500 円券の混在を希望する意見が多くみられた。おつりが出ないことにより、1,000 円以下の商品（サービス）等に利用しづらい印象があったとみられ、消費喚起効果と利便性の両立が課題となった。また、券（紙）ではなくプリペイドカード方式が使用しやすいという意見もあった。

5. 取扱店について

(1) 取扱店の対象範囲・対象業種

第 1 章第 1 節第 7 項参照

(2) 募集方法

平成 27 年 3 月 13 日より募集を開始し、同日より 4 月 3 日の期間において登録申請の受付を行った。なお、印刷物掲載等の都合上 4 月 3 日までとしたが、その後も随時受付可能とした。

(3) 募集に係る周知活動

- ・ 募集案内文の送付（F A X ・ 郵送 ・ 窓口配布等）
- ・ 石狩商工会議所ホームページへの掲載

(4) 登録件数

	会 員	非会員	合 計
石 狩	164(6)	76(1)	240(7)
厚田・浜益	19	6	25
合 計	183(6)	82(1)	265(7)

※会員・非会員とは、石狩商工会議所・石狩北商工会の会員・非会員を表す

※カッコ内の数字は大型店（大規模小売店舗立地法の基準に準ずる）の件数

※大型店…コープさっぽろいしかり店、ラッキー花川南店、スーパーチェーンシガ花川店、ビッグハウス花川店、イオンスーパーセンター石狩緑苑台店、DCMホームマック花川店、カインズホームF C花川店

(5) 販促ツール

- ・ 店頭用ポスター（A2 サイズ）
- ・ 取扱店証（B5 サイズ）
- ・ のぼり（W600 mm×H1,800 mm）
- ・ 商品券見本券
- ・ ポケットティッシュ

(6) 利用者向けの店舗情報の提供

- ・ 取扱店一覧表の配布（世帯あて案内に同封、販売時に配布、取扱店店頭にて配布、市内公共施設等に設置）
- ・ 石狩商工会議所ホームページに掲載

(7) 評価・課題

取扱店募集については、おもに石狩商工会議所・石狩北商工会の会員事業所を中心に、業種を問わず広く参加を呼びかけたが、当初目標としていた 300 店舗には及ばない結果となった。非会員事業所には、事業所台帳やタウンページ等の情報を基に募集案内を送付したところ、商品券の利用開始後に参加申込が増えていき、利用者の口コミ等が影響していることがうかがえた。また、本部直轄で営業しているコンビニやチェーン店等については、参加の可否は店舗ごとではなく本部が一括でとりまとめをしている例が多いことから、早い段階で本部へのアプローチが必要であったと思われる。

店舗情報の提供については、配布用の取扱店一覧を随時刷新のうえ増刷していたが、取扱店募集の締切を明確に設定していなかったため、店舗情報が前後することがあった。また、ホームページの掲載についても、PDF を貼り付けた程度のもので、店舗名称や業種での検索ができるものではなかったため、専用ホームページの開設等を含めて検討の余地があった。

6. 商品券の販売について

(1) 販売期間

第 1 章第 1 節第 9 項参照

(2) 購入対象者・購入限度

第 1 章第 1 節第 10 項・第 11 項参照

(3) 販売の方法

各販売会場において、購入引換券を持参した者に対して引換券に記載されている冊数を代金（多

子世帯割引券を含む)引換で販売した。ただし、減冊希望者には冊数を赤ペンで訂正させたいうえで、希望冊数を販売した。

(4) 販売の推移

平成 27 年 6 月 21 日(日)午前 10 時より販売を開始したところ、最初の 3 日間は販売開始の 30 分程前から行列が形成されたが、大きな混乱もなく、順調に販売することができた。ただし、花川南コミセンについては駐車場が狭く、駐車待ちの車で周辺道路が混雑する時間帯があった。

1 次販売では、発行数 54,000 冊に対して 47,612 冊を販売し、6,388 冊が売れ残る結果となった。

2 次販売では、新たに 16,000 冊を発行し、1 次販売の残部 6,388 冊と合わせて 22,388 冊を販売したが、購入当選者のキャンセル等により次点者の繰上げが行われ、最終的には 10 月 28 日(水)に完売となった。

日別・会場別の販売日程は別紙 1 のとおりであった。

(5) 評価・課題

2 次販売については、1 次販売で申し込まれた世帯が希望される冊数を購入できたことや、上限 5 冊での申し込みが最も多かったことから、申込者の減少および 5 冊以上の申し込みが多いと見込み、上限を 5 冊から 10 冊に変更し、発行数(販売数)を上回る申込があった場合は当市の重点施策である「子育て支援」の観点から、多子世帯を優先とする抽選を行うこと、抽選の場合は当選者にのみ購入引換券を送付することを記載し、案内状を送付した。結果として、予想以上の申し込みがあり、抽選から漏れた市民から多く問合せがあったことを真摯に受け止め、今後の商業振興策に活かすこととしたい。

7. 商品券の精算・利用状況について

(1) 精算の流れ

使用済商品券の精算は、下記のフローにより取扱店(事業所)単位で受付のうえ、指定の金融機関へ振込することとした。取扱店は、換金請求書に必要事項を記入のうえ、使用済商品券(裏面「商品券取扱店名」欄に店印等を押印する)を添付し、事務局へ持参する。

- a. 事務局は、枚数及び真贋を確認し、換金請求書下部に振込予定日を記入したものをコピーのうえ、実行委員会印を押印して取扱店へ返却する。
- b. 事務局は、換金請求一覧を作成のうえ、締日に応じた振込日に取扱店の指定口座へ換金代金を振込する。その際には、店舗規模等に応じた割合(下表)の事業負担金を差し引くものとする。

	小規模店舗および その他の事業所	大型店舗
石狩商工会議所または 石狩北商工会の 会員事業所	換金額の 0.5%	換金額の 1%
非会員事業所	換金額の 1%	換金額の 2%

(2) スケジュール

精算手続きは、毎月 2 回設定した締日（原則 15 日締め当月末支払、月末締め翌月 20 日支払）ごとに精算金額を集計することとし、当該日が休業日の場合は翌営業日とした。

(3) 精算状況・精算率

店舗規模・地域別の精算状況は別紙 2 のとおりであった。

(4) 評価・課題

当初月 1 回（月末締め翌月 20 日支払）としていたが、即時精算を望む取扱店や、資金繰りへの影響を懸念する意見も多く聞かれたことから、15 日締め当月末支払を追加し、月 2 回の精算とすることとなったが、特に大きなトラブルもなく、精算業務は順調に推移したと思われる。利用状況としては、大型店 7 店での使用が 75% となり、取扱店アンケートからも中・小規模店の売上や客単価が好転したとの意見はあまり見られない結果となった。

8. 商品券利用促進企画について

(1) 石狩縦断スタンプラリー

・ 実施の目的

商品券の付加価値を高めるとともに、石狩市内の多くの取扱店に消費者を誘導することで、広域で経済効果を出すことを目的として実施した。

・ 実施方法

商品券取扱店（大型店・スタンプラリー実施が困難な業種の事業所を除く）で商品券を使って買い物をした際に専用台紙に押印し、必要数のスタンプが集まった時点で各賞（プラチナ・ゴールド・シルバー）に応募できるものとした。

・ 実施期間・応募（当選）状況

	第1弾	第2弾
実施期間	平成27年7月1日(水) ～9月30日(水)	平成27年10月1日(木) ～12月31日(木)
応募総数	1,692通	554通
抽選日	平成27年10月15日(木)	平成28年1月15日(金)
当選者数／応募数 (当選確率)	300名／1,581通 (5.27倍)	150名／530通 (3.53倍)
プラチナ賞(特産品20,000円相当) ※石狩3店・厚田・浜益各1店のすべて押印	20名／304通 (15.20倍)	20名／92通 (4.60倍)
ゴールド賞(特産品5,000円相当) ※石狩3店・厚田1店・浜益1店のいずれか 2地区押印	50名／173通 (3.46倍)	30名／58通 (1.93倍)
シルバー賞(特産品1,000円相当) ※石狩3店・厚田1店・浜益1店のいずれか 1地区押印	230名／1,104通 (4.80倍)	100名／380通 (3.80倍)
無効数	111通(全体の6.56%)	24通(全体の4.33%)

※抽選会については、第1弾は氏家会長、第2弾は藤田副会長立会いのもと行った。

(2) 商店街支援（石狩市プレミアム付商品券利用促進活動事業交付金）

・ 実施の目的

中・小規模店が主な構成員となっている商店会等が行う商品券を利活用したイベント等（大売出し等）を支援することにより、商品券の利用を促すことを目的として実施した。

・ 交付金の額

イベント等に係る経費のうち、交付対象経費の合計額とし、300,000円を上限とした。ただし、別途石狩市及び石狩商工会議所から交付されている補助金等がある場合は、当該補助金は交付金の対象経費から除外することとした。

・ 交付決定団体等

a. 花川中央商店街振興組合

- 同組合が取扱店として登録し、「にゅうふるさと夏まつり」会場で商品券が使用できることとした。

b. 石狩ハイスタンプ会

- 同会加盟店で商品券を使用した消費者に抽選券を配布し、抽選会を行った。

c. 石狩ニューポート商店会

- 同会加盟店で商品券を使用した消費者に抽選券を配布し、抽選会を行った。

9. 利用者アンケートについて

別冊「1次販売アンケート調査集計結果」及び「2次販売アンケート調査集計結果」のとおり

10. 取扱店アンケートについて

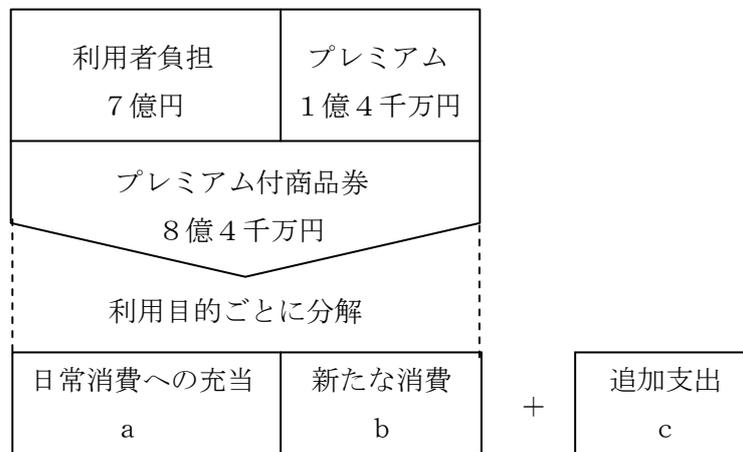
別冊「取扱店アンケート調査集計結果」のとおり

第三章 事業のまとめ

11. 事業の効果測定について

(1) 経済波及（消費喚起）効果

商品券を購入した消費者に対して行ったアンケート調査結果から、商品券の利用目的（「日常の消費」、「新たな消費」、「追加支出」）ごとの金額を推計した結果、1億4千万円のプレミアム付加により、約2億200万円の新たな消費喚起効果が生じたと推計される。



	1次販売	2次販売	合計
a 日常の消費	562,606千円	157,918千円	720,524千円
b 新たな消費	84,388千円	33,632千円	118,020千円
c 追加支出	75,374千円	8,604千円	83,978千円

} 消費喚起効果

(2) 消費流出防止効果

前節同様にアンケート調査結果から推計したところ、市外への消費流出防止効果は約3億3千万円となった。

(3) 評価・課題

本事業実施による地域経済への波及効果は、同節第1項および第2項より、約2億200万円の消費喚起効果、また、約3億3千万円の市外への消費流出防止効果があったものと推計されることから、本事業の目的である、市民への生活支援及び消費喚起・拡大による地域経済の活性化につながる結果となった。

別紙1 商品券販売日程（日別・会場別）

(1) 1次販売

販売日(平成27年)	販売時間	販売場所
6/21(日)・6/27(土)	10:00～16:00	花川南コミュニティセンター
6/28(日)	10:00～16:00	花川北コミュニティセンター
6/26(金)	10:00～12:00	八幡コミュニティセンター
6/28(日)	14:00～16:00	
6/26(金)	14:00～16:00	石狩市観光センター
6/28(日)	10:00～12:00	
6/22(月)～6/26(金)	10:00～16:00	石狩商工会議所
6/22(月)～6/28(日)	10:00～16:00	石狩北商工会 厚田本所
6/22(月)～6/28(日)	10:00～16:00	石狩北商工会 浜益支所

(2) 2次販売

販売日(平成27年)	販売時間	販売場所
9/29(火)～10/2(金)	10:00～16:00	石狩商工会議所
10/5(月)	10:00～16:00	
10/3(土)	10:00～16:00	花川南コミュニティセンター
10/3(土)	10:00～12:00	八幡コミュニティセンター
10/3(土)	14:00～16:00	石狩市観光センター
10/4(日)	10:00～16:00	石狩市役所1階ロビー
9/29(火)～10/4(日)	10:00～16:00	石狩北商工会 厚田本所
9/29(火)～10/4(日)	10:00～16:00	石狩北商工会 浜益支所

(3) 2次販売（次点当選者）

販売日(平成27年)	販売時間	販売場所
10/7(水)～10/10(土)・10/13(火)	10:00～16:00	石狩北商工会 厚田本所
10/7(水)～10/10(土)・10/13(火)	10:00～16:00	石狩北商工会 浜益支所
10/7(水)～10/11(日)	10:00～16:00	石狩商工会議所
10/13(火)・10/14(水)	10:00～16:00	
10/19(月)～10/28(水)	10:00～16:00	石狩商工会議所 石狩北商工会 厚田本所

別紙2 店舗規模・地域別商品券精算状況

(1) 店舗規模別

【1次券】換金済額 646,994 千円 ÷ 発行総額 648,000 千円 = 換金率 99.84%

	会 員	非会員	合 計
大型店	467,813 千円 (72.31%)	23,180 千円 (3.58%)	490,993 千円 (75.89%)
中・小規模店	73,124 千円 (11.30%)	82,877 千円 (12.81%)	156,001 千円 (24.11%)
合 計	540,937 千円 (83.61%)	106,057 千円 (16.39%)	646,994 千円 (100.00%)

【2次券】換金済額 191,550 千円 ÷ 発行総額 192,000 千円 = 換金率 99.77%

	会 員	非会員	合 計
大型店	132,895 千円 (69.38%)	8,246 千円 (4.30%)	141,141 千円 (73.68%)
中・小規模店	20,494 千円 (10.70%)	29,915 千円 (15.62%)	50,409 千円 (26.32%)
合 計	153,389 千円 (80.08%)	38,161 千円 (19.92%)	191,550 千円 (100.00%)

【1次券+2次券】換金済額 838,544 千円 ÷ 発行総額 840,000 千円 = 換金率 99.83%

	会 員	非会員	合 計
大型店	600,708 千円 (71.64%)	31,426 千円 (3.75%)	632,134 千円 (75.38%)
中・小規模店	93,618 千円 (11.16%)	112,792 千円 (13.45%)	206,410 千円 (24.62%)
合 計	694,326 千円 (82.80%)	144,218 千円 (17.20%)	838,544 千円 (100.00%)

(2) 地域別

【1次券】

単位：円

	会 員	非会員	合 計
商工会議所エリア	535,187 (82.72%)	104,904 (16.21%)	640,091 (98.93%)
商工会エリア	5,750 (0.89%)	1,153 (0.18%)	6,903 (1.07%)
厚田	1,401	944	2,345
浜益	4,349	209	4,558
合 計	540,937 (83.61%)	106,057 (16.39%)	646,994

【2次券】

単位：円

	会 員	非会員	合 計
商工会議所エリア	151,578 (79.13%)	37,725 (19.69%)	189,303 (98.83%)
商工会エリア	1,811 (0.95%)	436 (0.23%)	2,247 (1.17%)
厚田	329	436	765
浜益	1,482	0	1,482
合 計	153,389 (80.08%)	106,057 (19.92%)	191,550

【1次券+2次券】

単位：円

	会 員	非会員	合 計
商工会議所エリア	686,765 (81.90%)	142,629 (17.01%)	829,394 (98.91%)
商工会エリア	7,561 (0.90%)	1,589 (0.19%)	9,150 (1.09%)
厚田	1,730	1,380	3,110
浜益	5,831	209	6,040
合 計	694,326 (82.80%)	144,218 (17.20%)	838,544 (100.00%)